

⑳ 交通事故に遭遇した生徒がとるべき対応

(1) 事故の被害者となった場合

自分の負傷や自転車等の破損状況確認

接触した形跡

警察（110番）に通報

接触したら必ず行う

事故の相手の氏名・住所・連絡先を確認

※できれば車両ナンバーを控えることも必要

携帯があれば撮影

病院で診察（診断・治療）

(2) 事故の加害者となった場合

負傷者の救護（怪我の程度により119番通報）

負傷者の救護義務

事故車両等を安全な場所に移動（新たな事故発生の未然防止）

警察（110番）に通報（事故の報告）

通報義務

事故の相手の氏名・住所・連絡先を確認

※自分の氏名・身分・連絡先を伝える

保護者・学校に連絡

現場の保存

携帯があれば撮影

目撃者の確保

『高校生の自転車事故原因の約7割が法令違反』

2015年6月の道路交通法が改正以降、「信号無視」「路側帯通行時の歩行者通行妨害」「歩行者用道路徐行違反」「通行区分違反」など14項目の違反者に対して、安全運転のための講習の受講が義務づけられました。しかし、中高生の年代は自動車免許取得などでの本格的な交通ルールを理解する機会が少ないため、学校指導の充実が必要です。